

パワーコンディショナ（P 7 3 E 1 0 3）を複数台設置する場合の配線

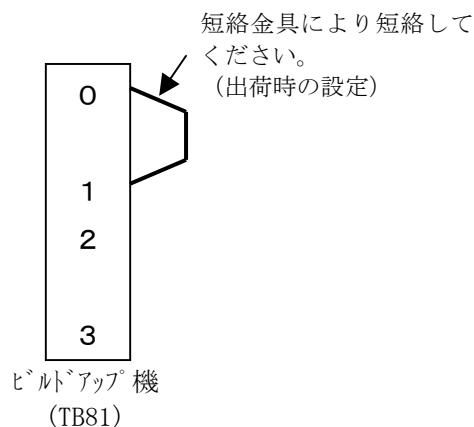
山洋電気株式会社
パワーシステム事業部
設計第一部

パワーコンディショナを同一系統に複数台設置すると、単独運転検出機能の能動的方式（無効電力変動方式）の検出感度が低下する場合があります。そこで各パワーコンディショナの同期をとることにより能動的方式の検出感度を低下させないようにする方法について説明します。

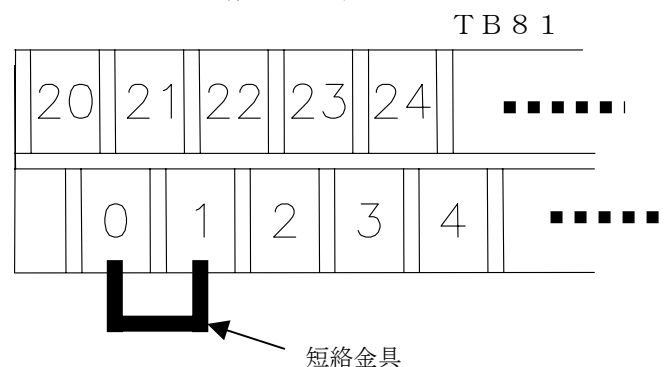
ここで説明します同期信号の配線は外部通信※¹の設定後に行ってください。また、お使いのシステム構成により設定方法が異なりますので、以下の該当する項目を参照し同期信号の配線と設定を行ってください。その際、端子台の場所等については工事説明書を参照してください。

1. 10kW～30kWビルドアップが1台の場合

- この場合は同期信号を使用しませんので配線は不要です。入出力箱内部の制御信号端子（TB 8 1 : 0～3）の設定を下図（出荷時の設定）にしてください。



実機の端子台イメージ



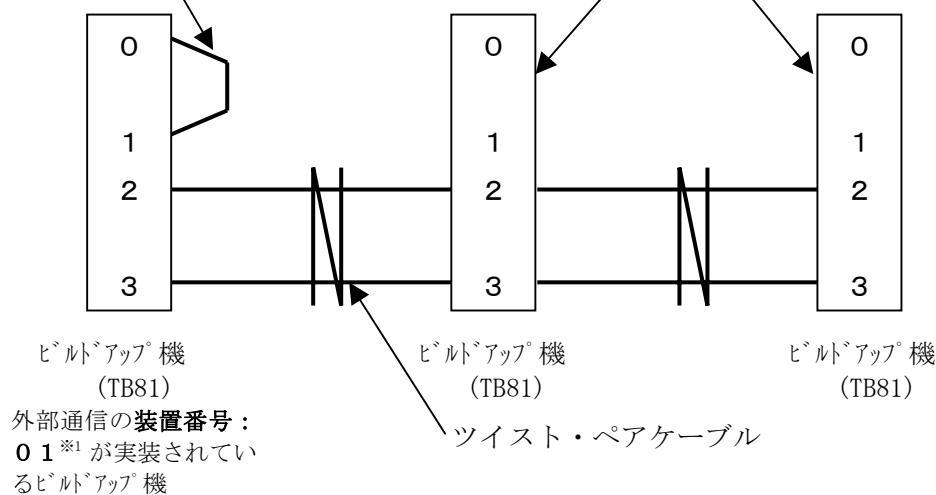
2. 10kW～30kWビルドアップを複数台組み合わせる場合

- ・ 下図を参考にして、各ビルドアップ機の入出力箱内部の制御信号端子（TB81：0～3）の配線と設定を行ってください。
- ・ 推奨ケーブル：KPEV-SCF0.5mm² 2P（1対）
- ・ ケーブル長：1.2km以内（各ビルドアップ機の間をつなぐケーブルの総合の長さ）
- ・ ユニットの接続台数：最大27台

10kW～30kWのビルドアップ機を3台組み合わせる場合の例

短絡金具により短絡してください。
(出荷時の設定)

0-1間に実装されている短絡金具を外してください。



※1 外部通信、装置番号については取扱説明書を参照してください。

外部通信を行わない場合は、装置番号：01のユニットを実装するビルドアップ機が複数台あることになります。この場合は任意の1台のビルドアップ機のみ上記短絡処理を行い、その他のビルドアップ機は短絡金具を外してください。

注意 上記配線を行った後、各ユニットに受電する場合、短絡処理を行ったビルドアップ機の装置番号：01のユニットから必ず受電するようにしてください。

短絡処理を行ったビルドアップ機の装置番号：01のユニットに受電していない状態で、装置番号：02以降（または短絡処理をしていないビルドアップ機の装置番号：01など）のユニットから受電した場合、ER25（無効電力同期パルス異常）が発生し「ALARM」LEDが点灯することがあります。この場合は故障ではありませんので短絡処理を行ったビルドアップ機の装置番号：01のユニットに受電した後、ER25を表示しているユニットの「RESET」スイッチを押して故障をクリアしてください。